

情報提供について（案）

1. 現状

経済産業省では、計量法の概要について説明した資料をホームページ上に公表するとともに、パンフレットの作成も行っている。また、商品量目の調査と適正計量の啓発を目的とした計量モニター事業を行っている。

多くの地方公共団体が、計量法の制度概要や立入検査結果等をホームページ上で公表するなどの取り組みを行っている。

2. 問題点

- ・現在、経済産業省及び地方公共団体等において提供されている情報については、計量制度の概要等が主であり、違反事例、取締状況、相談事例等の一般消費者の関心を高めるような情報については、あまり提供されていない。
- ・一部の地方公共団体は、ホームページの活用等により計量関連情報の提供を行っている。
- ・経済産業省、地方公共団体ともに、現在のところ、住民（消費者）が計量行政に関して持っている意見を交換したり、議論したりするための場、住民（消費者）自らが有している不正計量等に対する不満や不信等を訴えていく手段等が不足している。

3. 検討の方向性

（1）基本的考え方

- ・公正な計量の実現を図るためにも、市場の監視機能を有効に機能させることが必要であり、そのため、不正事業者名の公表などの手続を整備し、消費者を中心とした国民に対する計量に関する情報提供や啓発活動を行い、適正な計量に関する関心と知識を持ってもらうことが重要である。
- ・行財政改革が求められる中、限られた人員、予算等のリソースを、計量行政に適切に投入すべく、住民の主体的・積極的な参画を促すことにより、住民の考え方を反映させることが必要である。

（2）具体的方針

国民の適正な計量に関する関心と知識の向上

a) 適正な計量に関する関心の向上

適正な計量に関する関心の向上を図るためにも、安全・安心の観点、

または 適切な事業者の選択を行う観点から、消費者にとって関心の高い情報（計量法上の違反事例等に関する情報等）について、国及び各地方公共団体が、ホームページの活用、パンフレットの作成・配布、イベントの開催等により、情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

b) 適正な計量に関する知識の向上

適正な計量に関する知識の向上を図る観点から、計量法の概要（特定計量器の器差・有効期限、量目規制の特定品目・許容誤差等）について、国及び各地方公共団体が、ホームページの活用、パンフレットの作成・配布等により、情報提供の更なる充実・強化を図ることを検討する。

c) 計量に関する教育の充実

適正な計量に関する関心及び知識の向上を図る上でも、初等中等教育等から計量に関する教育を積極的に行っていくことが重要であると考えられるため、関係省庁との連携を図りながら、計量教育の更なる充実を図っていくことを検討する。

住民（消費者）の主体的・積極的参画の促進

- ・ 計量行政等に住民の考え方を反映する観点から、地域における会議の設置、住民（消費者）の不正計量に関する不満・不信等の受付体制の整備、計量モニター事業の拡充等により、住民（消費者）の主体的・積極的参画を促すことを検討する。